

# 鹿角ゼロカーボンサポーター規約

令和6年5月14日制定

## 第1章 総則

鹿角ゼロカーボンサポーター（以下、サポーターという）は、鹿角市が進める2030年におけるカーボンニュートラル達成に向けた取り組みを、市と共に実施いただける方のこととをいいます。

## 第2章 サポーターの活動

サポーターは、以下のような活動を行います。

- (1) 例えば自宅への太陽光発電設備の設置、断熱改修の実施、省エネ家電の購入といった形で、鹿角市のゼロカーボン達成に向けて貢献する取り組みを実施した場合、その効果を2030年まで持続できるように、設備の維持、設備の利用等を2030年まで続けることとします。
- (2) 市が実施するゼロカーボン達成に資する活動・イベントについては、できる限り参加し、ゼロカーボンに係る理解を深めます。
- (3) 市が、サポーターのエネルギー利用状況や自動車利用状況等を調査する場合、できる限り協力します。
- (4) 市がメール等で提供するゼロカーボン関連の情報を受け取ります。
- (5) 使用する電気については、可能な限り再生可能エネルギー由来のものとします。

## 第3章 運営事務

本サポーターに係る運営事務は、事務局である鹿角市産業部産業活力課ゼロカーボン推進室が実施します。

## 第4章 資格、会費、登録・脱退方法、有効期間

- (1) 本サポーターには、鹿角市民がなることができます。
- (2) 会費は徴収しないこととします。
- (3) サポーターの資格は、サポーター希望者が事務局宛に登録申込書を提出し、市からサポーター任命書を交付することにより得ることができます。
- (4) サポーターの脱退は、サポーターが事務局宛に退会申込書を提出し、市がそれを受理することにより成立します。
- (5) サポーター資格は、申し込んだ日からその年度末（3月31日）まで有効とし、双方

から特段の要望のない場合、資格は翌年度にそのまま自動更新します。

- (6) サポーターは、住所、氏名、電話番号、E-mail アドレス等届出事項に変更があった場合は、直ちに事務局に連絡します。

## 第5章 規約の改正

本規約が改正された場合は、施行前に事務局よりサポーターに対し、その内容をお知らせします。

## 第6章 その他

規約に定めるもののほか必要な事項は、双方が真摯に協議した上で定めます。

### 【個人情報の取り扱いについて】

この活動を通じて市が収集した個人情報(住所、氏名、電話番号、E-mail アドレスなどで特定の個人が識別され、または識別され得る情報をいいます)は、その収集の目的の範囲内で利用し、他の目的には原則として使用しません。また、収集した個人情報は厳重に管理し、漏えい、改ざんなどの防止に適切な対策を講じます。

以上